

大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター(以下「当センター」という。)における競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項を定め、不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 競争的研究費等

次の各号に掲げる配分機関から配分される公募型の研究資金をいう。

- ① 文部科学省又は、文部科学省が所管する独立行政法人
- ② 厚生労働省
- ③ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
- ④ その他、国、独立行政法人、民間団体（財団法人、社団法人等）等

(2) 研究者

当センターに所属する研究者のみならず、当センターにおいて研究活動に従事する研究者等をいう。

(3) 研究支援者

当センターの競争的研究費等管理・監査体制上の部署において、研究者の研究活動を支援する者をいう。

(4) 研究者等

本条第2号に定める研究者及び第3号に定める研究支援者をいう。

(5) 不正使用

故意又は重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は関係法令、競争的研究費等の配分機関の使用規則等及び当センターの規程等に違反した使用をいう。

(6) コンプライアンス教育

不正使用防止対策の理解の促進を目的として、研究者等を対象とした説明会やe-learning等の形式により実施するものをいう。

(7) 啓発活動

研究者等の意識の向上と浸透を図り、不正使用を起こさせない組織風土を形成することを目的として実施するものをいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、競争的研究費等の取扱いについて、地方独立行政法人大阪府立病院機構及び当センターが定める諸規程等、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び関係法令並びに配分機関が定める各種規程、国の

省庁等が定めるガイドライン（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を含む。）、ルール等を遵守しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 当センターに、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、総長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。なお、基本方針及び行動規範の策定にあたっては、運営会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員と議論を深めるものとする。
 - (1) 不正使用防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知すること。
 - (2) 研究者等に対する行動規範を策定・周知すること。
 - (3) 研究者等に対し誓約書の提出を求めること。
- 3 最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が、競争的研究費等の適切な運営及び管理を行えるよう、不正使用防止対策を実施するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 最高管理責任者は、第4条から第7条のとおり、当センターの競争的研究費等の運営・管理についての体制を定め、その職名を公開する。
- 5 最高管理責任者は、強力なリーダーシップの下、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、研究者等に対し不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を図る。
- 6 最高管理責任者は、統括管理責任者から定期的に報告を受けるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 当センターに、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について当センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、臨床研究支援センター長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、当センター全体の具体的な対策を策定及び実施する。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受け、当センターにおける不正使用を発生させる要因を把握し、その具体的な対策を講じるための競争的研究費等不正使用防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を策定するとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画を策定する。なお、計画策定後は、不正使用防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 4 統括管理責任者は、次条に定めるコンプライアンス推進責任者に対して、不正使用防止計画に基づく対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 当センターに、各部署における競争的研究費等の運営及び管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、基本方針の別紙に掲げる者をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 管理監督又は指導する各部署における競争的研究費等の不正使用防止に係る対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に競争的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 不正使用を起こさせない組織風土を形成するため、不正使用防止に向けた意識の向上と浸透を図りコンプライアンス教育を補完することを目的として管理監督又は指導する各部署において啓発活動を定期的に実施する。啓発活動の実施においては、全ての構成員を対象とし、啓発内容が徹底されるよう実施方法を十分に検討する。

(不正使用防止計画推進部署)

第7条 最高管理責任者の直轄の組織に、不正使用防止計画を推進する実働部隊として、不正使用防止計画推進部署（以下「推進部署」という。）を置き、臨床研究支援センターをもって充てる。

- 2 推進部署は、統括管理責任者とともに当センター全体の具体的な対策（不正使用防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 不正使用防止計画の策定に当たっては、不正使用を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正使用発生要因に応じて、不正使用防止計画の見直しを行い、効率化及び適正化を図るものとする。
- 4 推進部署は、隨時、競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、統括管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は、当該研究者等に対し、理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。
- 5 執行の遅れが研究計画遂行上の問題によると判断された場合は、推進部署は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に示すものとする。
- 6 推進部署は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し競争的研究費等の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- 7 推進部署は、使用ルールと運用の実態に乖離が生じていないか、適切なチェック体制が保持できているかを点検し、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 8 推進部署は、不正使用防止に向けた取組みの状況をホームページ等で公開とともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。
- 9 推進部署は、第20条に定める監査室とも連携し、不正使用を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、当センター全体の状況を体系的に整理・評価し、統括管理責任者に報告するものとする。

(研究者等の責務)

- 第8条 研究者等は、競争的研究費等の取扱いについて、あらゆる不正使用を行ってはならない。また、他者による不正使用の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、コンプライアンス教育等に係る研修会等を受講し、規範意識の向上に努めなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者等が受講の必要がないと判断した者にあっては、この限りでない。
 - 3 研究者等は、最高管理責任者に、地方独立行政法人大阪府立病院機構及び当センターが定める諸規程等並びに競争的研究費等の配分機関が定める交付条件や使用ルール等を遵守する旨を記載した誓約書（別紙様式1）を提出しなければならない。
 - 4 前項の義務を履行しない者にあっては、競争的研究費等の申請、運営及び管理等一切の業務に関わることができない。

(発注段階での支出財源の特定)

- 第9条 研究者等は、競争的研究費等の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(事前承認)

- 第10条 地方独立行政法人大阪府立病院機構競争的研究費等経理事務取扱要領（以下「経理事務取扱要領」という。）第2条に基づき、競争的研究費等へ応募しようとする者は、事前に最高管理責任者の承認を得るものとする。
- 2 推進部署は、研究機関としての管理責任義務を果たすため、応募しようとする者が応募資格を有することを申請前に確認する。

(経理事務)

- 第11条 競争的研究費等に係る契約、旅費支給、給与及び謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合のほか、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程等により取扱うものとする。
- 2 競争的研究費等の経理に関する事務は、原則として、研究費担当部署にて行うものとする。なお、病院における契約、資産、旅費、謝金等を担当する事務局各部署と連携するものとする。

- 3 研究費担当部署は、物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）を行う際は、研究者からの依頼に基づいて物品の発注等を行うものとする。
- 4 研究者は、自ら発注及び検収を行うことはできない。ただし、地方独立行政法人大阪府立病院機構立替払事務取扱要領に基づく立替払は除く。
- 5 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用等の依頼者並びに研究費管理部署及び事務局総務・人事担当職員が勤務状況等を確認し、競争的研究費等を適正に執行・管理するものとする。

(検収業務等)

第12条 物品の購入等契約に伴う検収業務については、原則として、研究費担当部署の職員が行うものとする。

- 2 研究費担当部署の職員は、検収を行う場合、見積書、契約書等の発注データと取引業者が納品した物品を照合することにより納品確認を行うものとする。なお、据付調整等の設定作業を伴う納品の場合は、設置後の現場において納品確認を行うものとする。
- 3 データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発等、特殊な役務においても有形の納品物がある場合は、仕様書及び納品物の確認によって検収を行うものとする。
- 4 機器の保守・点検等、有形の納品物がない場合は、作業報告書等により検収を行うとともに、必要に応じて、研究費担当部署の職員が立会い等による現場確認を行うものとする。

(出張の確認)

第13条 研究者が研究遂行上必要な出張をする場合は、あらかじめ総長又は総長から権限を委譲された者の承認を得た上で、出張伺を研究費担当部署へ提出するものとする。出張後は、復命書及び領収書又は航空券の半券等、出張の事実を証明する書類を研究費管理部署へ提出しなければならない。研究費担当部署の職員は、提出された書類により、用務内容、訪問先等出張の事実を確認し、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認するものとする。

(資産及び換金性の高い物品の取扱い)

- 第14条 競争的研究費等により大阪府立病院機構固定資産管理要領に基づく資産を購入した場合は、経理事務取扱要領に基づき取り扱うものとする。
- 2 研究者等が、他の研究機関に異動する場合に当該資産を引き続き使用することを希望する場合は、異動先の所属機関へ資産の譲与の手続きを行う。ただし、当該物品の減価償却が完了している場合は、経理事務取扱要領第6条に基づき、返還手続きを行うことができるものとする。
 - 3 1品が10万円未満の物品においても、換金性の高い物品（パソコン（タブレットを含む）、デジタルカメラ等）の取扱いについては、当センターで別に定める。

(取引業者との癒着防止)

- 第15条 発注又は契約する際は、会計規程等の定めにより行うこととし、発注又は契約を研究員等に委任する場合においても、コンプライアンス推進責任者等は、研究員等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。
- 2 発注又は契約する際は、業者に対して、当センターの不正対策に関する指針等を周知する。
- 3 業者に対しては、一定の取引実績や機関におけるリスク要因・実効性を考慮したうえで、誓約書（別紙様式2）の提出を求める。

(不正な取引を行った業者の処分)

- 第16条 不正な取引に関与した取引業者については、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第3条第4項の規定に準じ、その事実が発覚してから3年間取引を停止することができる。

(相談窓口)

- 第17条 競争的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する当センター内部又は外部からの相談に迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。
- 2 相談窓口は、推進部署に設置するものとし、その名称は公開するものとする。

(通報窓口)

- 第18条 当センターの内部又は外部から、競争的研究費等の不正使用（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する告発、又は告発の意思を明示しない相談（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を前条における相談窓口を設置する部署とは別の部署に設置するものとする。
- 2 通報窓口は、事務局総務グループに設置するものとし、その名称は公開するものとする。

(不正使用に関する報告・調査)

- 第19条 通報窓口に不正使用に関する告発等があった場合は、「大阪急性期・総合医療センターにおける競争的研究費等の不正使用に係る調査等に関する規程（以下「調査等規程」という。）の定めにより、告発対応責任者、統括管理責任者、最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の告発等事案について、最高管理責任者が調査を行う必要があると判断した場合は、速やかに競争的研究費等の不正使用に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、事実関係を調査させるものとする。なお、調査委員会の体制、調査方法、その他の取扱い等については、調査等規程の定めるところによる。

(内部監査)

- 第20条 競争的研究費等の適正な管理のため、地方独立行政法人大阪府立病院機構内部監査規程（以下「内部監査規程」という）に基づき、内部監査を実施するものとする。
- 2 内部監査は、内部監査規程第6条第1項により、地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長の下に設置された監査室（以下「監査室」という。）が実施するものとする。
- 3 内部監査は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施するほか、競争的研究費等の管理体制の不備の検証を行うものとする。
- 4 監査室は、推進部署と連携し、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。
- 5 監査室は、各センターにおいて統括管理責任者の指示の下、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するものとする。

(その他)

- 第21条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月24日から施行する。

「大阪急性期・総合医療センターにおける外部研究費の取扱いに関する要綱」を「大阪急性期・総合医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」に変更

附 則

この規程は、令和4年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月11日から施行する。

(別紙様式1)

誓 約 書

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪急性期・総合医療センター 総長 様

私は、自身が関与する競争的研究費等による研究課題の推進にあたり、コンプライアンス教育を受講し又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で、以下の事項を確認しました。

- 1 大阪府立病院機構及び大阪急性期・総合医療センターが定める規程等、その他の関係する法令・通知及び競争的研究費等の配分機関が定める各種規程、ガイドライン、ルール(以下「関連規程等」という。)を遵守すること。
- 2 研究活動における不正(不正使用、不正受給、不正行為(特定不正行為を含む。))を行わないこと。
- 3 関連規程等に違反して、不正を行った場合は、大阪府立病院機構及び大阪急性期・総合医療センターや競争的研究費等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(元号) 年 月 日

所 属

職 名

氏 名(自署)

(別紙様式2)

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪急性期・総合医療センター 総長 様

誓 約 書

当社は、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センターとの取引に当たり、下記事項を遵守して、不正に関与しないことをここに誓います。また、当社に不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

1. 地方独立行政法人大阪府立病院機構及び大阪急性期・総合医療センター（以下「センター」という。）が定めた規程等の使用ルール、その他の関係する法令・通知等を遵守し、いかなる不正取引、不適切な契約を行わないこと。
2. センターが競争的研究費等に関して実施する内部監査、その他調査等に際して、取引帳簿等の閲覧・提出等の要請があった場合には、可能な限り、これに協力すること。
3. センターの研究者等から、不正な要求があった場合には、センターの通報窓口へ連絡すること。

（元号） 年 月 日

住 所 _____

社 名 _____

代表者氏名 _____ 印 _____